

[事案 26-84] 損害賠償等請求

・平成 26 年 12 月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時の説明不十分を理由に、設計書に記載された年金年額と大きく相違しない金額の支払い義務の確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 1 月に契約した変額終身年金について、以下の理由により、設計書に記載された年金年額と大きく相違しない金額を支払ってほしい。

- (1) 契約時に、年金額の計算根拠となる「当社の定める率」がどのようなものかについての説明を受けておらず、受取年金額の変動がそれほど大きくないと解釈していた。
- (2) 「当社の定める率」が予定死亡率、予定利率、予定事業費率等を示していることは、設計書にもパンフレットにも記載されておらず、募集人からも説明されなかった。
- (3) 設計書に、平均余命の延びによって終身年金年額が減少する可能性がある旨の説明を付すべきである。
- (4) 客観的な理由なしに保険会社の都合で予定利率を決め、支払年金年額を減額するのは不当である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険契約は附合契約であるから、約款にもとづき、年金額は年金支払開始日における会社の定める率（予定死亡率、予定利率および予定事業費率）にもとづいて計算される。
- (2) 契約後の予定死亡率の改定は、内閣総理大臣から委託を受けた指定法人が策定・公表した生保標準生命表 2007 にもとづいて行っており、金融庁に届け出ている。
- (3) 年金開始後の予定利率の改定は、会社の健全性確保などの観点から行ったものであり、金融庁に届け出ている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は以下の 2 点であると判断する。

- (1) 申立人と保険会社との間で設計書に記載された金額と大きく相違しない年金年額を支払う内容の契約が成立したので、そのとおりの金額の支払いを求めるもの（主張①）。
- (2) 募集時の保険会社の説明義務違反によって、設計書に記載の金額と実際に支払われる年金年額との差額相当の損害が発生したので、その賠償を求めるもの（主張②）。

2. 以下の理由により、主張①は認められない。

- (1) 保険契約は附合契約であり、約款の記載にしたがって契約内容が定められるものであるが、本契約の約款には、年金額は年金支払開始日の前日の特別勘定の積立金の合計額にもとづき、年金支払開始日における会社の定める率で起算される旨が記載されている。

- (2) 申立人と保険会社の間では、約款記載の内容で契約が成立しており、設計書記載の金額またはそれに近い金額の年金年額を支払うことを内容とする契約は成立していない。
3. 以下の理由により、保険会社において、募集時に契約者からの質問があれば当然回答する必要があるが、質問がないにもかかわらず、予定利率、予定死亡率等の年金年額の詳細な算出方法を説明する義務があるとまでは言うことができないので、主張②は認められない。
- (1) 将来の年金額等を計算するうえで、予定利率、予定死亡率、予定事業費率等の要素を用いることは、保険数理においては一般的なことであり、算出方法が合理的かつ妥当なものであることについては法令で担保されている。
- (2) 通常、上記の要素が勧誘時に明示されているか否かによって、一般人にとって保険契約を締結するかどうかの重要な判断要素になるものとは考えられない。